

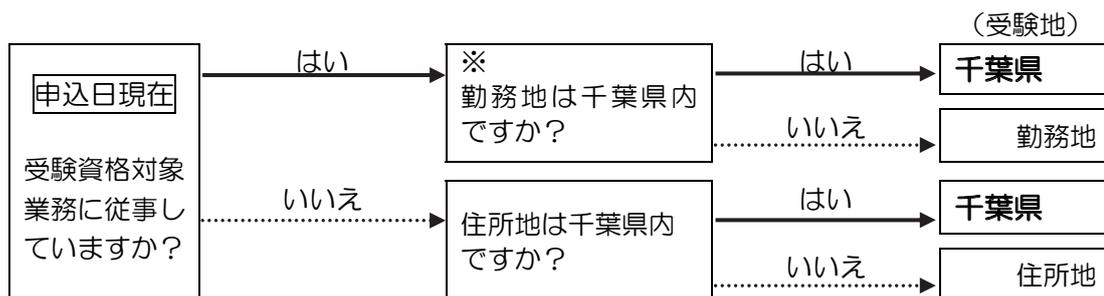
Ⅲ. 【重要】受験資格

1 受験資格

千葉県介護支援専門員実務研修受講試験を受験するには、以下の、(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 受験地が千葉県であること

- ① 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事しており、その勤務地が千葉県内である者
- ② 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していないが、住所地が千葉県内である者



※ 勤務地が複数ある場合は、主たる勤務地の所在する都道府県での受験となります。

※ 育児休業中の受験申込者の受験地の取り扱いについては、受験者の所属が、試験要件に該当する職種かつ勤務内容である場合、育休中の者であっても受験地は勤務地とします。

(2) 対象となる資格または業務内容で一定の実務経験（5年以上かつ900日以上）を満たすこと、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助業務が当該者の本来業務として明確に位置づけられていること

受験資格区分（資格・業務内容等）P.9～P.11		必要な実務経験
A	(表1) 次の各種国家資格等を有し、当該資格に基づく業務に従事する者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	A または B の業務従事期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること
B	(表2) 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者	

※ ご注意ください

受験要件の見直しにより、平成30年度以降の試験から、ホームヘルパーの資格を基に介護施設で介護職として勤務されていた方や、無資格で介護業務に10年、かつ1,800日以上従事されていた方等については受験できません。

(3) 実務経験の算定について

- ① 1ヶ月間(月の初日～月末の間)の内に1日も勤務実態のない月は期間に算入できません。
- ② 業務従事日数は、休日・年次有給休暇・特別休暇・出張・研修・休職等を除いた実際の勤務日数で算定してください。常勤、非常勤、パート等の勤務形態は問いません。
- ③ 業務従事日数は、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなします。
- ④ 国家資格を持ち、その本来業務を受験資格として申し込む場合、実務経験の発生時点は、国家資格の登録された日以降で、その業務についての初日となります。国家資格を持ち、その業務で勤務し始めていても、資格の登録日より以前の日数は算定できません。
- ⑤ 申込時点で実務経験が不足している場合であっても、試験日の前日まで算入することができます。
この場合は、申込時点では「実務経験見込証明書」を提出し、基準を満たした時点で、確定した「実務経験証明書」(算入可能な期間は試験日前日まで)を、令和6年10月23日(水)(消印有効)までに再度提出してください。(封筒の表面に「実務経験証明書在中」と書き添えてください)
期日までに提出がなかった場合は、受験資格を満たさないとして受験は無効になります。
- ⑥ 途中で退職、または職種変更をした場合でも、各々の業務が受験資格に該当するものであれば合算することができます。

【注意】 次の場合は算定期間に含まれません。

- ⇒ 当該資格を有しているが、要援護者に対する直接的な援助ではない業務(研究業務・教育業務・事務等)を行っているような期間は、実務経験期間には含まれません。
- ⇒ 実務経験の証明が不可能な場合(施設・事業所等が廃止となっている場合や、就業状況等を確認する書類が当該事業所等で保管されていない場合等)は、実務経験として算入できません。

2 欠格事由

以下の事項に該当する方は、本試験に合格し介護支援専門員実務研修を修了しても介護保険法第69条の2第1項に定める介護支援専門員の登録を受けることができません。

(1)	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(3)	介護保険法その他国民の保健医療、若しくは福祉に関する法律で政令に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(4)	介護支援専門員登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
(5)	介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が削除され、まだその期間が経過しない者
(6)	介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
(7)	介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

3 受験資格職種コード

(表 1) 次の各種国家資格等を有し、当該資格に基づく業務に従事する者

受験資格 職種 コード	資格名 (根拠法令)	対象となる業務
101	医師 (医師法)	医師として医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
102	歯科医師 (歯科医師法)	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
103	薬剤師 (薬剤師法)	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事法を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
104	保健師 (保健師助産師看護師法)	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する者
105	助産師 (保健師助産師看護師法)	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導に従事する者
106	看護師 (保健師助産師看護師法)	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
107	准看護師 (保健師助産師看護師法)	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
108	理学療法士 (理学療法士及び 作業療法士法)	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事する者
109	作業療法士 (理学療法士及び 作業療法士法)	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事する者
110	社会福祉士 (社会福祉士及び 介護福祉士法)	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者
111	介護福祉士 (社会福祉士及び 介護福祉士法)	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰（かたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者 （注）介護福祉士経過措置登録者の方は、P.12 をご一読ください。

受験資格 職種 コード	資格名 (根拠法令)	対象となる業務
112	視能訓練士 (視能訓練士法)	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者
113	義肢装具士 (義肢装具士法)	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者
114	歯科衛生士 (歯科衛生士法)	<p>歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をこなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 歯牙露出面及び通常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的によって除去すること 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること <p>または、歯科診療の補助に従事する者 または、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導に従事する者</p>
115	言語聴覚士 (言語聴覚士法)	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者
116	あん摩マッサージ 指圧師	<p>あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者</p> <p>【根拠法令】 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)</p>
117	はり師	
118	きゅう師	
119	柔道整復師 (柔道整復師法)	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者
120	栄養士 (栄養士法)	栄養士として都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者
	管理栄養士 (栄養士法)	管理栄養士として厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者
121	精神保健福祉士 (精神保健福祉士法)	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者

(表2) 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

受験資格 職種 コード	対象事業及び施設	対象となる職員 (職種)	規定する法令・通知等
201	特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する
202	地域密着型特定施設 入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する
203	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する
204	介護老人福祉施設	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する
205	介護老人保健施設	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する
206	介護予防特定施設 入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する
207	計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する
208	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定するに規定する
209	生活困窮者自立支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する